

小笠原村いじめ防止基本方針

いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

策定の目的

本村におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、村その他関係機関の連携の下、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、本村におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、「小笠原村いじめ防止基本方針」（以下「村基本方針」という。）を定める。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。村基本方針の策定に当たっては、東京都いじめ防止基本方針を参酌するとともに、本村の実情を踏まえたものとした。

いじめの定義

村基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、村その他関係機関との連携のもと、次のことを基本として行うこととする。

- ・ いじめがすべての児童等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- ・ いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- ・ いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ることから、いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

いじめ防止等のために村が実施する施策

関係機関等との連携

- ・ 村教委は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、家庭、学校、地域及び関係機関の連携を図るため、必要な相互の連絡調整を行う。
- ・ 村教委は、学校及び教職員、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめ防止等のための対策に係る連携の強化や、保護者が児童等の規範意識を養うための指導等を適切にできるよう支援を行う。
- ・ 村教委は、いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び都に対して必要な措置を講じるよう要請する。

家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

- ・ 村教委は、家庭、学校及び地域において、児童等が安心して過ごすことができるよう、児童等に対する挨拶・見守り活動における連携を促進する。
- ・ 村教委は、地域における行事並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にする心の育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童等が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。

いじめの早期発見のための措置

- ・ 村教委は、より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう、都が設置する教育相談センター等の周知を図る。
- ・ 村教委は、村立学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・ 村教委は、都教委から提供されるネットいじめに関する情報等について、速やかに村立学校へ提供するとともに、対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

いじめ防止等のための村立学校において実施する施策

学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 村立学校は、村基本方針を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する（法第13条）。
- ・ 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ・ 村立学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

いじめ防止等に取り組む組織

- ・ 村立学校は、教職員、スクールカウンセラー等により構成されるいじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置する（法第22条）。
- ・ 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

いじめの未然防止

- ・ 村立学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・ 村立学校は、児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ・ 村立学校は、いじめ防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動を推進する。
- ・ 村立学校は、児童等及び保護者に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ・ 村立学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童等に対する情報モラル教育の充実及び児童等やその保護者に対する啓発活動を行う。

いじめの早期発見

- ・ 村立学校は、日常的に児童等の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- ・ 村立学校は、いじめの実態を適切に把握するため、アンケートや児童等との面談等による定期的な調査その他必要な措置を講ずる。
- ・ 村立学校は、保健室や相談室等の利用、電話相談窓口の周知等により児童等及びその保護者がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

いじめの早期対応

- ・ 村立学校は、児童等がいじめを受けていると分かった時は、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。
 - いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
 - いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
 - 全体（学級、部活動等）の問題として、児童等への指導
 - いじめを見ていた児童等に対して、自分の問題として捉えさせる取組
- ・ 村立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察との連携を図る。

村立学校に係る重大事態への対応

重大事態の定義（法第28条第1項）

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

教育委員会又は村立学校による調査等

- ・ 村立学校は、重大事態が発生したときは、その旨を村教委を通じて速やかに村長に報告する（法第30条第1項）。
- ・ 村立学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する（法第28条第1項）。
- ・ 村立学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生や防止に必ずしも十分な結果を得られないと村教委が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、村教委が調査を実施する（法第28条第1項）。
- ・ 村教委又は村立学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供する（法第28条第2項）。提供にあたっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で行う。
- ・ 村教委は、村立学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う（法第28条第3項）。
- ・ 村教委又は村立学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、村長に報告する。

重大事態の報告を受けた村長の再調査等

- ・ 村長は、法第28条第1項の規定により村教委又は村立学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる（法第30条第2項）。
- ・ 村長は、村教委又は村立学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する（法第30条第3項）。
- ・ 村長及び村教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（法第30条第5項）。

重大事態に対する調査・報告体制

